

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号				
手続名	森林組合が行う信託事業に係る受託者の辞任の許可			根拠条項	第12条、信託法第57条第2項				
審査基準	<p>第12条の規定による信託法（平成18年法律第108号）第57条第2項の特例による森林組合の受託者の辞任の許可は、天災等により森林組合が事業継続不能に陥った場合等やむを得ない事情がある場合において、委託者、受益者等信託契約に係る他の当事者の利益を害することがないと認められる場合に行う。</p>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次
							標準経由期間	日	No.